

第二回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議 録 第一号

昭和二十二年十二月十一日(木曜日) 午後三時二十七分開議

出席委員

- 委員長 早稻田柳右衛門君
- 理事 島田 晋作君 理事中崎 敏君
- 理事 梅林 時雄君 理事塚田十一郎君
- 理事 吉川 久衛君
- 赤松 勇君
- 川島 金次君
- 河井 榮藏君
- 佐藤龍次郎君
- 田中織之進君
- 西村 榮一君
- 林 大作君
- 栗田 英男君
- 後藤 悦治君
- 中曾根康弘君
- 原 彪君
- 細川八十八君
- 松田 正一君
- 青木 幸義君
- 泉山 三六君
- 江崎 眞澄君
- 高村 一郎君
- 周東 英雄君
- 鈴木 正文君
- 吉米地英俊君
- 井出一太郎君
- 内藤 友明君
- 石原 登君
- 相馬 助治君
- 河口 陽一君

出席國務大臣

- 大藏大臣 栗栖 越夫君
- 國務大臣 西尾 末廣君

出席政府委員

- 大藏政務次官 小坂善太郎君
- 大藏事務官 今井 一男君

委員外の出席者

- 専門調査員 四地與四松君
- 専門調査員 氏家 武君

十二月十日委員長北村徳太郎君辭任につきその後任として早稻田柳右衛門君が議長の名で委員長に選任された。
十二月十一日委員北村徳太郎君の補欠として吉米地英三君が議長の名で委員に選任された。

十二月十一日

政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案(内閣提出)(第一号)
大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二号)

本日會議に付した事件
政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案(内閣提出)(第一号)
大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二号)

○早稻田委員長 たいだいまより會議を開きます。
政府職員に対する一時手当支給に關する法律案、大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、右二案を一括して議題といたします。兩案に対する政府當局の説明を求めます。

政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案

政府は、この法律施行の際現在に職する官吏、官吏の特遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額を七割乃至十三割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、平均十割を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

一 この法律は、公布の日から、これを施行する。

大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を次のように改正する。
第一項中「十億九千六百二十二万四千円」を「十一億九千二百四十四万

八千円)に、「五十九億九千三百九万四千円)を「六十九億八千六百十八万八千円)に、「三十億二万圓)を「三十五億四万圓)に、「八千八百七十八万四千円)を「一億七千七百五十六万八千円)に、「二百五十九万七千円)を「五百十九万四千円)に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○小坂政府委員 たいだいまお話のございました政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案につきまして、また大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案について、御説明申し上げたいと存じます。全通その他官公職員労働組合からの提訴にかかりまする生活補給金即時支給の要求に対する中央労働委員會の調停案は、この際政府職員に対してその月収の二箇月八分に相当いたします一時金の支給を勧告しておるのであります。政府は中央労働委員會の調停案をでき得る限り尊重いたしました。その趣旨にこたえるために、さきに第一回國會の決定を經まして月収一箇月分に相当する一時手当を支給することとしたので

ありまするが、今さらには職員の生計の事情に鑑みまして、その生活を維持するとともに、民間給與水準との權衡をも考慮し、これに影響を與えない範圍内において、追加支給の措置を講ずることとし、平均して月収一箇月分に相当する一時手当を、前回分に対し追加して支給いたそうと存じまして、この法律案を提案いたしました次第であります。この法律案によります一時手当の支給の基準となる給與の範圍、その他手続は、前回決定を願いましたものと變りはありませんが、ただ支給率の点につきましては、地域による生計の差異等の案をも考慮に入れまして、月収の七割ないし十三割の範圍内で計算した額を支給することとしたしております。この措置によりまして、支給を実施するに必要予算額は、おおむね一般會計所屬職員分十億四千九百九万圓、特別會計所屬職員分十九億七千二百九万圓、合計三十億二千二百九万圓でありまして、この金額は、本國會に提案いたしました一般會計予算補正第十二号及び特別會計予算補正第六号に計上いたしてあります。

本案につきましては、政府職員の生計の事情をおくみとりくださいます。御審議の上速やかに原案通り御決定あらんことを希望いたします。
次に大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一

般会計からする繰入金に關する法律の一部改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

大藏省預金部、國有鉄道事業及び通信事業の各特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における收支の状況に顧み、さきに第一回國會におきまして、一般会計から所要の繰入金を行ひ、これら特別会計の歳入不足を補填することとした次第でありました。その経費の増加支給をいたしまするに必要なる金額をさらに繰り入れる必要があり、第一回國會において議決を得ました法律に所要の改正を加えることとした次第であります。なお本措置による繰入金金は、これらの特別会計の性質に鑑みまして、当該各特別会計において健全な財政状況を招来いたしました際には、前回と同様、各特別会計において、それ／＼一般会計へ返償する予定になつております。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速やかに賛成あらんことを御願いたします。

○川合委員 この議題となりました両案に關しまして質疑をいたします。まず最初に委員長に希望を申し上げます。周東委員並びに私からもよく前委員長に希望を申し述べておいたのであります。が、かような予算委員会と密接な関連のある法案に關しては、ぜひとも合同審査をいたして、時間の節約とお互いの

の労力を節約をし、そして審議の有効適切な運用あらんことを切に希望しておきます。私はただいままで予算委員会を傍聴しておつたのであります。が、なるべくそれと重複しない範囲において、政府に伺いたいと思ひます。政府の御説明によりますならば、中労委の裁定を尊重するといふ趣旨のもとに、本法律案が提案されることになつておるのであります。問題は根本は、依然として物價に賃金が追随して、これを政府が認めざるを得ないという根本的問題のように、私は思わざるを得ないのであります。そこで大臣もおいでになりませんか、あるいはお答えが願えないかわかりませんが、予算委員会において、大臣の答弁があつたのであります。が、本委員会として、その所信を問ふ意味において、明らかにしたいと思ひます。が、一体かような政府職員に対するところの給與の問題といふものは、婦孺十五倍の物價の安定帯も崩れたといふような結果ではないか、その結果として、政府職員に対するところの賃金を上げなければならぬといふように思わざるを得ないのであります。そこで問題の根本は、六十五倍の物價といふ安定帯をどこまでも維持するかの問題と、現実にも崩れるといふ事実を認めるところかどうかといふことを、根本問題として先にお尋ねしたいと思ひます。

○小坂政府委員 今回この措置は、ただいまお話のございましたように、中労委の裁定の二箇月八分といふこの裁定を、政府が尊重するといふ建前です。政府が尊重するといふ建前です。が、諸般の物價状況、あるいは生

活の状況をも勘案いたしまして、これを探採することが適當と考へまして、そのうち二箇月分は、本年に出さう、すなわちさらに一箇月分協賛願つております。残りの一箇月分を本年出す、さらに残りの〇・八箇月分は、今後適當な機会を見まして、財源にのみ合せて、また國會において御協賛を願つて支出しよう、こう考へているのであります。政府のインフレ対策といふものは、一應政府がさきに物價を基準年次の六十五倍といふところに安定帯を設けて、それにさや寄せしようとしたその考へ方が間違つておるのではないかと考へよう考へております。この点に關しましては、私も同じ考へです。六十五倍といふことが、必ずしも未來永劫そのまま崩れられないといふ考へて採用したのでないのではありません。一應このインフレーションの段階において、物價が浮動していき、それがある点においてとらえてこのインフレを断ち切るよ

も、一應現在のところでは、さらにこの六十五倍の線にさや寄せせしめようという努力を放棄しようといふふうにまだ考へておりません。物價全体をできるだけ調整して、六十五倍に何でもかでもはめてしまおうといふふうなことでなくて、他にらみ合せてこれを調整するといふことは、考えられると思うのであります。しかしながら、今までの安定帯への考へ方を、全然放棄するといふ考へ方は、目下のところもつておられないのであります。

○川合委員 政府が六十五倍の安定帯を維持せんとする懸命な努力に対しては、われ／＼は敬意を表するやうなわけでありまして、しかしながら、今日中労委員の裁定になつたところの二・八箇月分といふやうな生活補給金は、實際において千八百円のベイスといふものを、すでに割つたといふことを意味するのであります。その考へざるを得ないのであります。ところでわれ／＼が過去における政府からの説明、あるいはわれ／＼の理解によれば、六十五倍の安定帯といふものは、千八百円のベイスの上立つたものであるといふように、われ／＼は理解しておるのであります。ところが、今言つたやうな事情、あらためて言ひますれば、千八百円ベイスでは食えないといふ事實、しかもそれが民間の賃金といふものが、實際において千八百円ベイスを上下するやうな事實があるが、今言つた理由だらうと思ひます。至つた理由だらうと思ひます。その構成の要素に重大なる変化が生じた、われ／＼は見るべきであるとい

うように思ふのであります。そこで私はただいま政務次官の御答弁の中に、情勢の変化に應じては考へざるべし、根本的なのは変化がないといふやうな御趣旨の御説明があつたのであります。が、すでに六十五倍の安定帯といふものが轉換すべき段階にきておるのではないかと考へよう考へるわけでありまして、殊にこゝに於いてインフレの高度期においては、一應の價格政策といふものが、半年の期間にわたつて維持されることには、世界のインフレーションの史上において、きわめてまれであります。その意味において、私は六十五倍の安定帯という價格政策は、一應成功したといふ実績は認めざるを得ないと思ひます。問題は六十五倍の安定帯といふ價格政策が、まさに轉換すべき時期に到達してゐる。その轉換すべき時期の一つの先駆的現象として、民間の賃金というものが千八百円ベイスを上まつておる。それに現在の官吏の賃金が追従していき過ぎないといふやうに理解することができるところではないかと思ひます。言葉が簡単にして言ひますれば、六十五倍の安定帯の確立要素であるところの賃金は、民間の賃金によつてすでに変化しておる。その変化を考へたときにおいて、六十五倍の安定帯といふものは轉換期にはいつたといふやうに、われ／＼は思つておるけれども、それに対する政府の見解はどうかといふことを、お尋ねいたしたいと思います。

○小坂政府委員 六十五倍の安定帯の構成要素が千八百円だといふことは、おつしやる通りだと思ひます。千八百円基準を政府は政府職員につ

て非常に厳格に言うたのでありますけれども、それ以外の一般企業につきましては、その当事者間の団体交渉によりまして、無理のない方向に妥結点も達したから、それを認めるという方針をとつてまいつたのであります。それで企業において大体六十五倍の構成要素が千八百円でありまして、千八百円に理窟通りに考えればきまるわけでありまして、御承知のように、はるかにこの基準を民間企業においては上まわつておる状態でありまして、政府において考へております点は、それじや大体六十五倍というところにおいて考へてきたこの価格が、相当にゆとりのあるものであつたかというとも考へて見たのであります。必ずしも考へてない場合も多いやうであります。そういたしましたれば、その企業において相当建設費勘定を食ひこんでいるか、あるいは資材あるいはその生産された商品が不当の方面に流用されているか、あるいはまた価格差納付金というやうなものも十分に納められていないのじやないか、そういう点も考へていろいろと調査しております。しかしながら、箇々の商品についてみますと、まだ相当に余裕があつてきめられていようなものでございまして、その箇々の商品の物價というものは、今後調整期にはいつて、これを調整すべき段階にあると思つておるのであります。で政府が今回支出しますことを決意いたしました二・八箇月分というものは、これは今の私どもの考へ方を率直に申しますと、私どもはやはり基準は千八百円である。しかし二・八箇月分をもつて調整するので、基準全部を動かすという考へは、まだ今のところも

つておりません。ただこれが諸般の情勢からみて、調整をやるといふことは、基準は一應そこにおいて、ときどき調整するといふ考へ方をもつておるのであります。で何分にも敗戦後の非常な混乱した経済秩序のときでありますので、なか／＼明確に核心を捕捉することは困難でありますけれども、私どもとしては、一應きめた建前はあくまで建前として守つていきますが、この現実の面において、いろ／＼と不合理的を生じているやうなことであります。その都度々々調整していくといふ考へ方をもつて至当とすべきではないかと考へております。これを全般的に動かすといふことになりまして、非常に大きな変動がくるので、この一波は次の万波を呼ぶおそれもありますから、私どもの考へとしては、ただいまの基準は基準として、その上の調整をはかつていくといふやうに考へて、この問題を取上げていく次第であります。

す。地方財政というものは、現在の監督機關と申しますか、指導機關と申しますか、そういうやうなものは、内務省の解体、それから臨時に設けられたところの地方財政委員会というものであつて、指導または監督が臨時的に講ぜられておるやうであります。今後おそろく監督といふことはできないとしても、指導的の立場は大蔵省が握るだらうと思つておるやうであります。そういうことを考へて、すなわち地方財政の健全化を考へるといふ場合には、私は地方の行政整理をこの機会に断行する必要があるだらうと思つておるのであります。その地方の行政整理といふものは、地方財政の指導機關において相当インシアテイヴをとつてやる必要があると思つておるやうであります。これらに対する現在並びに将来におけるところの地方財政の指導機關として立つべき大蔵省の考へ方は、どういふものであるかといふことをお尋ねいたします。

いたしましては、行政整理といふことは単に歳出を減すといふことだけから考へますと、一時的には必ずしも効果をおぼやさないといふ点を考へておるのであります。申すまでもなく、一時的には退職金を出しますことによつて支出は減るのであります。しかもこの一、二年の期間が重要なので、その期間に行政整理をやつて、非常に摩擦を起す場合には、歳出の面は著しく減つてこないといふ点が一つの問題であります。だからそういうことをして、さらには効果があるといふことにするには、やはり行政機構全体の問題を取上げて、これを能率的な簡素化した形のものにして、その一環として人員の問題を考へていかなくちやならぬのではないかと、私どもは考へております。ただ地方自治の原則を堅持いたしまして建前におきまして、中央からただいたずらにこうしろ、ああしろといふ指令は、これは発せられない建前でありまして、要するにこれは国民全般の世論の問題として中央でもつて立てた方針は、一貫して地方にも及ぶやうなことになると思つております。大蔵省といふことには、この一般歳入の面から、苦しい中を國民に租税を負担してもらひまして、そしてその中から地方へ貸付けているのでありますから、この面におきまして、地方財政を一日も早く健全化してもらふやうに、重大関心をもつていくつもりであります。

に、一人の補充を許すといふやうな方針が指示されているやうであります。これは一應の方針としてはごもつともであります。ところが、あるいはある課によつて一人づつ定員が不足しておるといふ場合において、どの課に、あるいはどの局にこれを充てるかといふことが相当問題だらうと思つておるやうであります。従つてこの三人の不足のときに一人を補充するといふのもなか／＼至難な問題があるし、また行政整理といふことは、名目的な行政整理に終るといふことは、今政務次官の言われる通りに、退職金を一時的に出す、その結果一時的に財政支出が多い。その間一年経つた後にまた官公吏が補充していくといふのが、過去の行政整理であります。従つて私は行政整理のやり方といふものは、実質的な効果をせよとねらつてほしいといふことを、この機会に強く当局に要望したいのであります。それから地方の財政の健全化は、單に支出を民主化するといふだけではなく、むしろ歳入の面にうけては、なや／＼な考へべき点があるだらうといふ点は、おつしやるべきことだと思つておるやうであります。問題は、精神的な面において一般的に納得されてない。その程度までに私は水準が進んでいない。殊に地方自治団体の首長といふやうなもの、あるいはまた各地方議会の議員といふやうなもの、が、眞に新しい地方自治の制度なりを了解し、あるいは地方自治精神といふものをはたして得得しているものかどうかといふことを考へた場合においては、財政の面において今回のやうに、

て非常に厳格に言うたのでありますけれども、それ以外の一般企業につきましては、その当事者間の団体交渉によりまして、無理のない方向に妥結点も達したから、それを認めるという方針をとつてまいつたのであります。それで企業において大体六十五倍の構成要素が千八百円でありまして、千八百円に理窟通りに考えればきまるわけでありまして、御承知のように、はるかにこの基準を民間企業においては上まわつておる状態でありまして、政府において考へております点は、それじや大体六十五倍というところにおいて考へてきたこの価格が、相当にゆとりのあるものであつたかというとも考へて見たのであります。必ずしも考へてない場合も多いやうであります。そういたしましたれば、その企業において相当建設費勘定を食ひこんでいるか、あるいは資材あるいはその生産された商品が不当の方面に流用されているか、あるいはまた価格差納付金というやうなものも十分に納められていないのじやないか、そういう点も考へていろいろと調査しております。しかしながら、箇々の商品についてみますと、まだ相当に余裕があつてきめられていようなものでございまして、その箇々の商品の物價というものは、今後調整期にはいつて、これを調整すべき段階にあると思つておるのであります。で政府が今回支出しますことを決意いたしました二・八箇月分というものは、これは今の私どもの考へ方を率直に申しますと、私どもはやはり基準は千八百円である。しかし二・八箇月分をもつて調整するので、基準全部を動かすという考へは、まだ今のところも

つておりません。ただこれが諸般の情勢からみて、調整をやるといふことは、基準は一應そこにおいて、ときどき調整するといふ考へ方をもつておるのであります。で何分にも敗戦後の非常な混乱した経済秩序のときでありますので、なか／＼明確に核心を捕捉することは困難でありますけれども、私どもとしては、一應きめた建前はあくまで建前として守つていきますが、この現実の面において、いろ／＼と不合理的を生じているやうなことであります。その都度々々調整していくといふ考へ方をもつて至当とすべきではないかと考へております。これを全般的に動かすといふことになりまして、非常に大きな変動がくるので、この一波は次の万波を呼ぶおそれもありますから、私どもの考へとしては、ただいまの基準は基準として、その上の調整をはかつていくといふやうに考へて、この問題を取上げていく次第であります。

す。地方財政というものは、現在の監督機關と申しますか、指導機關と申しますか、そういうやうなものは、内務省の解体、それから臨時に設けられたところの地方財政委員会というものであつて、指導または監督が臨時的に講ぜられておるやうであります。今後おそろく監督といふことはできないとしても、指導的の立場は大蔵省が握るだらうと思つておるやうであります。そういうことを考へて、すなわち地方財政の健全化を考へるといふ場合には、私は地方の行政整理をこの機会に断行する必要があるだらうと思つておるのであります。その地方の行政整理といふものは、地方財政の指導機關において相当インシアテイヴをとつてやる必要があると思つておるやうであります。これらに対する現在並びに将来におけるところの地方財政の指導機關として立つべき大蔵省の考へ方は、どういふものであるかといふことをお尋ねいたします。

いたしましては、行政整理といふことは単に歳出を減すといふことだけから考へますと、一時的には必ずしも効果をおぼやさないといふ点を考へておるのであります。申すまでもなく、一時的には退職金を出しますことによつて支出は減るのであります。しかもこの一、二年の期間が重要なので、その期間に行政整理をやつて、非常に摩擦を起す場合には、歳出の面は著しく減つてこないといふ点が一つの問題であります。だからそういうことをして、さらには効果があるといふことにするには、やはり行政機構全体の問題を取上げて、これを能率的な簡素化した形のものにして、その一環として人員の問題を考へていかなくちやならぬのではないかと、私どもは考へております。ただ地方自治の原則を堅持いたしまして建前におきまして、中央からただいたずらにこうしろ、ああしろといふ指令は、これは発せられない建前でありまして、要するにこれは国民全般の世論の問題として中央でもつて立てた方針は、一貫して地方にも及ぶやうなことになると思つております。大蔵省といふことには、この一般歳入の面から、苦しい中を國民に租税を負担してもらひまして、そしてその中から地方へ貸付けているのでありますから、この面におきまして、地方財政を一日も早く健全化してもらふやうに、重大関心をもつていくつもりであります。

に、一人の補充を許すといふやうな方針が指示されているやうであります。これは一應の方針としてはごもつともであります。ところが、あるいはある課によつて一人づつ定員が不足しておるといふ場合において、どの課に、あるいはどの局にこれを充てるかといふことが相当問題だらうと思つておるやうであります。従つてこの三人の不足のときに一人を補充するといふのもなか／＼至難な問題があるし、また行政整理といふことは、名目的な行政整理に終るといふことは、今政務次官の言われる通りに、退職金を一時的に出す、その結果一時的に財政支出が多い。その間一年経つた後にまた官公吏が補充していくといふのが、過去の行政整理であります。従つて私は行政整理のやり方といふものは、実質的な効果をせよとねらつてほしいといふことを、この機会に強く当局に要望したいのであります。それから地方の財政の健全化は、單に支出を民主化するといふだけではなく、むしろ歳入の面にうけては、なや／＼な考へべき点があるだらうといふ点は、おつしやるべきことだと思つておるやうであります。問題は、精神的な面において一般的に納得されてない。その程度までに私は水準が進んでいない。殊に地方自治団体の首長といふやうなもの、あるいはまた各地方議会の議員といふやうなもの、が、眞に新しい地方自治の制度なりを了解し、あるいは地方自治精神といふものをはたして得得しているものかどうかといふことを考へた場合においては、財政の面において今回のやうに、

地方貸付金の財布の紐をもつている大蔵省が、今後そういう面において指導をもつばらやつていただきたいことを希望申し上げます。

次に私は一番この問題の根本は、この一時手当の支給というものがいつ拂われるかということが一番問題だろつて、国会が召集日のある日、この問題を審議し、これを支出しようというゆえんのもの、要するにこの一時手当金というものが年内に拂われて、そして過去における赤字の補填、あるいはまた越冬資金に使われるということ、そのねらひだろつて思うのであります。ところがこれはよく今井局長に聞いてもらいたいと思うのであります。

が、この前の一時補給金のときもそうだったのですが、地方の末端においては、大蔵省の指令がなかく浸透しないために、四十日も五十日もかかっているのではありません。実は私は昨日から地方の連中が来て、会つて親心をもつてやろうとするならば、これを支拂う時期が問題であります。同時にまた技術的に考えた地方の支出官、各会計課の人たちが、月給袋に入れて渡すといういろ／＼な時間的な面を考へる。しかも現在時間外勤務手当というものは、各省の予算にないわけでありませう。大蔵省は時間外勤務の予算がどうなつてゐるかわかりませうが、時間外勤務手当がないために、定時退勤ということが相当行われているわけでありませう。従つておそらく地方の役所におきましては、各会計の人たちが時間外勤務手当をもらわずに働かなければならぬというようなことを、

それと同時に各官公吏の人たちが当然年内にもらへると思つてゐるにがかわらぬ、大蔵省からの指令あるいは命令がないために、年内に拂えないではなからぬ、いかんというようなことを私は危惧せざるを得ないのであります。従つてこれは単に中央の官公吏だけではなくて、地方の末端におけるところの官公吏にまで、必ず年内に、しかも年内に餅代も必要でありませうし、今言つたような赤字補填金も必要でありませうから、そういうようなことをして地方の末端の人までも、この政府の意のあるところをせむと実践の面において現わすように取計られるかどうかということをお尋ねしたいと思つてあります。

○今井政府委員 先だつてこの委員会、地方において支拂時期がおくれるという問題を伺つたのであります。私も数府縣にわたりました。奥地に調査をいたしました。私も奥の方で調べたおもしろい例は、大部分縣から町村までのリレーが非常に遅れてゐるようであります。極端な例を申し上げますと、家族手当などというものは、昨年千二百円ベースになつた場合に、それがまだそこまで行つていない。未だに昔の七月案そのままをやつてゐるというやうな例も、実はつかまへまして、関係各省の間におきまして、こういつた通知の傳達につきまして、ひたすら御趣旨に副うような具体的な措置を日下打合せしております。ただ公吏の問題に相なりませうと、財源、金繰り等の関係から、通牒だけが早く行きまして、実際にまた予算はありませうと、現金がどうか、あるいは予算そのものがさらに府縣会の承認を要するとかいつ

たような問題から、今度の新憲法の建前と絡み合ひまして、政府の職員と同じようにはまいらぬ面が若干はございませう。しかし御趣旨のありませうところは、私も日ごろ考慮してゐるところでございます。今後鋭意努力したいと思つてあります。

○小坂政府委員 ただいま川合さんの御指摘の点について局長からお答えいたしました。私も私もいたしまして、その支出の趣旨にも鑑みまして、できるだけ早く末端に早く届きますよう最善の注意をいたしたいと思つてあります。なおこれは申し上げるまでもなく全部消費資金でありますので、これが一時に放出されませうときは、年末を控えて物價の面において相当な高騰を來す原因ともなりませうので、またこれを控へられる方もできるだけ生活をくふうして、適当な方法においてその支出をしていただきますよう期待をいたしておるわけでありませう。

なおこの機会に、この支出の裏付になります歳入の点について御説明を申し上げます。歳入は三十四億七千四百萬円でありますが、その内訳は、所得稅收入におきまして八億四千萬円を見込んであります。これは一般の所得の増加はね返りを見ておるわけでありませう。さらに「ひかり」を自由販賣にいたせうということを考へております。これは現在一億五千萬本の「ひかり」がございませうが、これを自由販賣して、五十円にいたします。それによりまして六億八千四百萬円を予定しております。さらに配給タバコをそれ／＼値上げいたします。朝日を一箱六円のもの十五円にいたします。これは二十本入でありますから、十本

單位で換算いたしましたすると、三円が七円五十銭になるわけでありませう。さらに「みのり」を二円のもの五円にいたします。「のぞみ」を二円のもの五円にいたします。そうすることによりまして、合計いたしました十九億六千四百二十五萬円の増収を見込んであります。さらに前年度の余剰金がございませうが、これは二千九百七十四萬円でございませう。これだけ見込みまして、合計いたしました三十四億七千四百九十九萬円というものを予定しておるわけでありませう。

○佐藤(觀)委員 ただいま御説明がございましたが、われ／＼が一番心配するのは、政府職員に対する一時手当の—現在の苦しい生活のこととはわかつては、配給タバコは値上げしないといふことを堅持したような次第でありませうが、ただいまのところ、ほかにこれといつて財源もないのであります。それから、まことにやむを得ずこのやうな処置をとりました次第であります。しかしながら、問題は國民が全面的に現下の苦しい日本の國情を十分理解していただきまして、耐乏の生活をしていただきます。タバコは非常に必要なものであります。ある面から申し上げますと、嗜好品の性格もつておるやうに思ひますので、要するに國民の生活態度として、こういうものを値上げしたことが直接生活にはね返つてこないやうにいたしていただくことができないのではなからぬといふことを期待して、こういう措置をとつておるわけでありませう。ただ今御指摘になりました、それではどうも一体こういう大衆の負担になるものを考へておるか、言いかえてみま

單位の換算いたしましたすると、三円が七円五十銭になるわけでありませう。さらに「みのり」を二円のもの五円にいたします。「のぞみ」を二円のもの五円にいたします。そうすることによりまして、合計いたしました十九億六千四百二十五萬円の増収を見込んであります。さらに前年度の余剰金がございませうが、これは二千九百七十四萬円でございませう。これだけ見込みまして、合計いたしました三十四億七千四百九十九萬円というものを予定しておるわけでありませう。

すれば、直接税と間接税の割合をどれぐらいいままで一体もつていく氣持であるのかという御質問であります。この点はきわめて重要な問題と申すのであります。この追加予算におきまして、専賣収入をも加味いたしますと、大體直接税と間接税の比は半々になつておられます。私もこの比は半々になつておられます。大體この程度のもをもつて一つの段階にしたいというように考へておるのであります。しかし逆に考へますと、こういうものが非常に歳入の面において重要度をもつていかなければならぬということ、一方から申しますと、國民の経済秩序また流通秩序に対する考へ方が非常に今乱れておりますので、例を申しますと、國民の所得は大體分配所得において九千億と言つております。あるいはまた國民總支出の面から申しますと、一兆を超えるかと思つたのであります。その点明確な税の對象として考へられます面は四千二百億程度かと思つておりますが、そういう面、すなわち半分ぐらしか税源として考へられない。あとはやみである。九千億から四千二百億を引いた残りが全部やみであるという意味ではもちろんないですが、相当多くの部分が収入として確定しないものである。こういう点が改正されてまいりませんと、どうしても間接税というものが殖えていくと思つております。それからもう一つ、歳出の面をやはりできるだけ減少させるように努力しなければならぬと思つております。この意味におきましては、なるだけ國民の負担にならない能率の安い政府といひますか、國民の負担に直接行政費がかかつか、いかないような政府をつくり、そう

行政機構を確立しなければならぬ問題があると思つております。はなはだ問題が重要でありますので、こういうふうには政府はもつていくというところを、明確にお答えする。お答えにならないと思つておりますが、大體の考へを申し上げておきます。

○佐藤(副委員) ついでであります。が、実はタバコの課税というものは、日本の政府が一番世界で高いものであります。が、そういう点について、將來これ以上タバコを上げるかという問題について、大藏當局はどういうふうなお考へをもつておるか伺ひたい。

○小坂政府委員 タバコというものは、政府の専賣品であるから、政府が勝手に價格をきめられ得るかという点、必ずしもそういうことではないのであります。大體國民の世論がこれに對してあまり強く反撥すれば、これは政府がなし得ないことが一つ、まだあまりに高ければ國民は買いませんから、ある意味において段階があると思つております。大藏省といつたしましては、今固全般的物價とのにらみ合わせもいたしまして、タバコの價格というものをきめてまいりたいと思つておるのであります。相与これは今の段階においは、限界に近づいておるのじやないかというふうにお考へいたします。もつとこれを品質的に改良するとかまたいろいろ研究してみる余地が多いと思つております。またタバコの生産能率をもつと検討して、生産費を安くする。また同一の生産規模において製造数量を増す。そういう問題をいろいろと取上げていかなければならぬと思つております。ただいたすに要するに任せてタバコを上げていくという考へ方は、嚴に

慎重を要すると思つております。

○周東委員 一、二お尋ねしたい、また御意見をお伺ひしたいのであります。これは私がさきに申し上げたのであります。が、政府を責めるよりも、一緒に御研究を願ひたい。私は先ほど川合君からお話がありました千八百円ベースを變更するかどうかという御質問に對して、政府は今日ただちに變更することは言ひにくいであらうと思つておられます。變更することが必要の状況におかれておるというふうには、私は思つておられます。と申しますのは、川合君は、ともあれ千八百円ベースと物價体系の決定は、ある程度成功であつたように思われるがというお話であります。私は実は實際上においては、これは不結果に終つておるよう考へるのであります。と申しますのは、私は一番最初の案が策定されたときに、安定本部長官に對して、今日の状況において、インフレの防止のため、物價と賃金の惡循環を断ち切る方法として、いろいろな方面から考へまして、物價を六十倍ないし六十五倍の線にくぎづけ、そしてその基礎をなすべき千八百円の賃金ベースをくぎづけにするというところは、私は理論的には一つの見方であり、正しい見方であり、政府のお考へに對して敬意を表するものであるが、このことが実効をあげるにつれては、少くともいろいろな條件がこれに附帯しておつて、その條件が同時に並行されていくことによつて、はじめてこれは効果をあげるのだ。ところがその条件のおもなものについて考へてみると、まず第一に考へておられる物價というものに対して、

あらゆる物價について同時決定が行われることが、まず必要であると思つておられる。また第二番目には、決定された以上、その決定されたものの生産は、事業においてその價格をもつて十分に生産費を償ふに足るだけの原料資材、資金が潤沢に供給されて、一定の計画に基いての生産量がつねに確保されること。第三には、その生産形態の内容においては、つねに企業の獨立採算制ということに進められることが前提になつておらなければならぬのであつて、その生産された價格が六十倍ないし六十五倍に決定された價格において生産がされ、その生産による収入によつて總所得から總支出を引いて、その企業内部において獨立ができる程度に、企業の自主性並びに企業の健全性が確保されるということが、前提にならなければならぬ。従つてそのことは、言ひかえれば、企業に對する合理的な整備が徹底的に行われることが必要であるといふことが前提になるのであろう。従つてまたその物價の裏づけとなつておる賃金ベースについては、当然その賃金を賄ひ得るだけ生産され、また食糧等に對する確保が行われることが前提になつておなくてはならない。こういうことを申し上げて、これらについては、大體すべての見透しがついて、これが決定されておるのかどうかというところをお尋ねしたときに、大體その通りであるようなことをお話がありました。私はそのときに、その点はいささか意見を異にするものとして、そこま

でいつておられないのじやないか、もしこれがひとたび崩れてくると、おそれる促進に非常な拍車をかけた結果になつておるとしか思えないのであります。こういう立場においてやはり政務

のだということをお申し上げておいたのであります。今日事態は、これは政府でもお認めになるはずだと思つておられます。おそれる日本の生産企業において、日本の生産量がそれほど殖えたとはいへない。ほとんど考へられないのであります。しかもその上に物は殖えずに、特殊なことの必要に予算が非常に増加して、この三月ころに組まれた予算以上の予算が今度決定されてくる。こういうことになると、あらゆる諸條件は加味されざる上に、悪い條件がきておるのだから、私は當然にこの千八百円ベースなり物價の体系は崩れておるのみならず、政府が企図せられた一從來の政府におきましては、少くとも物價の値上げ等は三割、四割、非常に多かつたので七割、八割の値上げがあつたと思つておられます。その当時に對して、價格の引上げはインフレーションを促進するものだ。そういう政策はいかぬといふことであつたのであります。今度は一つの目安はあつたにしろ、三割、四割というふうな倍率の値上げが行われてきた。これはわかりやすく言へば、三倍々々という値上げを五、六回繰返すと千倍になるわけでありませぬ。そういう含みをもつた大幅の値上げは、國民生活が自然に傷を治すというか、適應性を發揮するには、あまりに急激な値上げであつたといふことは、一般の心理に非常なインフレーションの加速度的な高進を與えた結果が残つただけであつて、本來の物價と賃金の惡循環の断ち切りによるインフレーションの防止ができたのみならず、むしろ促進に非常な拍車をかけた結果になつておるとしか思えないのであります。こういう立場においてやはり政務

次官は、はたして今後もこれを守つていけるとお考えになるかどうか。私はほんとうに國を憂える立場から、私の場限りの答弁でなく、明確に御所見をお聴かせ願いたいと思ひます。

○小坂政府委員 周東さんから、きわめて有意義なる御質疑がございまして、私もその場限りの答弁ではなく、私の考えを率直に申し上げたいと思ひます。

政府が一應物價と實銀の悪循環を断ち切ろうとした考え方は、私は理論的に正しかつたと思ひます。しかしそこには先ほど申し上げましたように、前提条件が多くありまして、その前提条件が中の相当大きな部分分は、日本國內のみにおいては決定できない点があるものでありまして、アブノーマル・フアクターが多かつた。この点の比重をどうとるかによつて、この政策が遂行できるかどうかということに、相当大きな関連をもつてくると思ひるのであります。私はこの際この考え方を今ただちに放棄するとか、あるいは違つていふ方において考へるとか、そういうことはしない方がよいと思ひます。プライス・コントロールという考え方を、インフレーションの非常に大きなレメデイであるというように考へるのは、私は必ずしも適當ではないと思ひます。インフレーションを考へる場合に、物價を統制していつてインフレーションを退治するという考へ方と、全般の財政政策の上からいつてインフレーションを抑えていくという考へ方と、二つの考へ方があると思ひるのであります。私どもは両方をとるわけですが、どちらをさらに大きく見るかという点で、健全財政主義をとつていくとい

うことの方を、物價統制によつてやつていこうという考へ方よりも強く見るわけでありまして、この追加予算の策定におきまして、物價統制的な考へ方から申しますと、タバコというようなものには、絶対にいじつてはいかぬ。これは資金に相当強い刺戟になるものでありますから、タバコの値段をいささかでもいじつてはいかぬという考へ方もできるわけでありまして、私どもは別の観点から、健全財政主義、すなわち財政收支の均衡を合はせるといふことをもつと大きく見まして、タバコの一部の自由販賣品の値上げをいたしました。その意味は、一般歳入において、そういうタバコでもなんでもいじつて歳入を増やしていくことになりまして、國民の實際の生活は、それによつて確かに影響を受けるのです。そうかといつて、いつまでもそんなことばかり言つていらないで、やはり財政全般に対して批判的になつてきて、そういうものをできるだけ節約していくという考へ方にもなつていくので、すなわち耐乏生活によつてこのインフレを乗切つていこうという考へ方が強くなつてくるように思われまして、タバコの値上げは健全財政主義の前には、多少考へ方をかえてもよいのではないかと、いうように考へまして、あのような措置をとつたわけでありまして、私どももそんな考へ方で、ただいまのところ考へておるわけでありまして、今おつしやいましたように、生産は確かに上つております。正確に申し上げますと、たしか三割三分くらい、だつたと思ひます。そういう生産の状況において、價格をどこまでもくぎづけにし、あるいは資金をどこまでもくぎづけにしてお

くという考へ方を固執しておるよりも、全般的に財政状態を健全化しておきまして、諸外國との関連を考へながら、このインフレーションの問題に對処していく。できるだけインフレーションの増車を早くまわらせないようにして、このインフレーションを乗切つておいて、このインフレーションをいささかでもいじつてはいかぬという考へ方もできるわけでありまして、一方物價と資金をくぎづけにしておいて、その間の悪循環を断ち切るといふ考へ方は、もちろん全面的に捨てるべきものではないと思ひます。資金をくぎづけにすると思ひます。先ほど川合さんのお話の中に申したように、政府の資金だけをくぎづけにしておいたのであつて、一般の資金は必ずしもくぎづけにしておらない。そういうことから、すぐ次にはね返りが起きてくるのでありますから、こういう考へ方をいつまでも、非常に固執的な意味において考へていくことは、妥當ではないのではないかと、思ひます。周東さんのお話の中にありますように、統制價格を全部同時決定するという條件は必要であります。しかしそれには今の統制品目が非常に多くて、そういうことができないといふことであれば、統制品目をもつと少くしてみるという考へ方も出るのはないか。すなわち、きめた物については、もつと嚴格に査定して、そのつど調整していき、公定價格というものは守られていく。しかしさらにそれ以外

の物については、自然的な條件で決定されるというようにしていくという考へ方もできるのではないかと、思ひます。私どももいたしましては、多少政策に修正を加える点があると思つておるのであります。しかし修正といふことと、全面掲棄といふことは、別個に考へておるわけであり

ます。

○周東委員 私は先ほど申しましたように、政府が物價体系と資金水準の決定によつて悪循環を断ち切るというところを、インフレーション防止といふことを考へるところに、非常な無理があるといふことを指摘したのであります。價格の同時決定は行わんとし、また生産を上げ得ずして、價格だけのプライス・コントロールだけの政策でインフレの防止をするといふことは、とうてい私どもには考へられない。結局生産が上らないところにインフレーションの防止は全く、生産の上らないところに、價格をいかにくぎづけにしても、また生産のあがらなことを前提として、そういう條件があるにもかかわらず、物價と資金の統制を禁止しようとしても、そこに無理があるもので、むしろ逆に生産を上げる方策に十全を期す必要があることの立論のもとにお尋ねしたわけでありまして、殊に私は財政の健全といふことをやる

ことが、價格によつてコントロールするよりも、インフレーションの防止に役立つと思ふ。先ほど健全財政を主張して云々といふお話がありましたが、これに對しても、私は意見を異にするものであります。健全財政とお話になりましたけれども、私は形式上のバランスをとつて、収入と支出を合はせるといふことのみ健全財政ではだめであつて、やはり生産がしつかりと起つて、その生産の起つたところから収入に課税して収入がとれるといふこととならば、それが健全なる財政収入と

いふことではありますので、健全財政の裏づけができるのであります。生産なくして、ただいたずらに流通經濟の上における價格の増加といふますか、収入の増加という面においては、健全なる収入とは言えないではないかと考へておるのであります。従つて私は今日非常に遺憾に考へておりますけれども、前内閣のつた右橋財政のいき方は、一つの眞理があると思ふ。この方がある程度生産を起し得るならば、多少金融の上において資金の撤布があつても、ここに生産を繰返し、起すことによつて、インフレーションを防止するといふ見解のもとに、右橋財政があつた。私はその当時における考へ方は正しかつたのだと思ふが、撤布された資金が、原料資材等の不足のために、必ずしも生産に向けられずして、その資金が横流れたといふことが現狀で、結果においては、なか／＼生産は起らなかつたといふことを、私は是認するものであります。しかしながら、少くともその面においての考へ方は、一つのいき方であつたと思ふ。今日においては四方八方、日本國中における原料資材はほとんど底をつきかけておる。この際に政府は、どういふ形で生産に臨まれるかといふことが問題である。その面を衝いて、強く施策をなさらないと、それこそあなたのお話になるように、價格の統制、資金水準をいかに縛ろうとしても縛れない結果が起つてくるんじゃないかと思ふ。健全財政、健全財政と申しますけれども、國に生産が起らぬところに、いかにして國の収入を上げ得るか、そこに根本の重要な点が残されておるんじゃない

と

か。その意味において、政府の方に、
どういう形において生産の増加につ
いてインフレ防止の基礎となるべき、ま
たブライズ・コントロールの基礎とな
るべき生産についての施策をお考えに
なつておるか。そういう面において
は、ある確実な生産に投下される資金
ならば、ある程度会社の赤字資金であ
つても、正しいいき方ではないかと私
は考えておりますが、それについての
御意見を伺いたい。

○小坂政府委員 私の話の中に、健全
財政を主張したのでありますが、それ
は必ずしも周東さんが言われたような
意味での健全財政ではないのでありま
して、私どもといえども、もちろん生
産が再興されなければ、日本経済全体
が安定しない。従つてインフレの問題
も解決されぬということは、その中に
含まれておるわけでありませう。
その意味における重点政策ということ
は、御承知のように強行いたしてお
るのであります。私どもは健全財政と
いう中に、重点政策、すなわち傾斜生
産の考え方もやはり取入れまして、財
政もある一点に傾斜しなくてはなら
ぬ。傾斜財政の考え方を入れなくては
ならぬというように考えております。
今石橋さんのお話が出ましたが、石橋
さんのおやりになつたことは、非常に
いろ／＼な批判を受けております。私
どもも生産を起すために資金を撤布し
てもかまわぬという考え方は、資金を
撤布する瞬間と、生産が起つてくる瞬
間との間に、時間的なずれがあつて、
そのずれが非常に大きくインフレを促
進する要因になつたというようにも思
うのであります。私どもとしては、全
体のわくをきめて、健全財政、健全金

融というわくをきめる。そのわくの中
においての使い方、石橋さんのはわ
くがなく、産業に強力に資金を注ぎ
こんでいくという考え方をしたが、私
どもは、健全財政、健全金融によつ
て、その中でわくに強力に金を注ぎこ
んでいく。すなわち傾斜財政、傾斜金
融という考え方を、今後私はとりた
いと思つておるわけでありませう。

生産をどういうふうにして再開す
かという問題に關しては、どうしても
國內的には勤労意欲の問題を解決しな
くてはならないと思ひます。またさら
に國際的、對外的な問題といたしまし
ては、外資を安全に導入し得るよう
な受入れ態勢を早く確立することが必要
だと思ひます。また企業が一應合理的
な形に早くなるように進めていくに
は、どうしてもいかにということも、
必要だと思ひます。さらにそのことに加
へて、通貨の安定に対する對外的な關連
ということも、考へてみる必要がある
と思ひます。ただいま連合國の非常な好意
によりまして、同轉基金の問題も解決
いたしましたのでありますが、さらにまた
これと關連をもちます。さうな、つ
まり國內の受入れ態勢の整備いかに
よつて、期待し得るようになるではな
いかと思つております。私どももいた
しましては、さういつた考え方で、一
應國全体の均衡をとる——財政が健全
化されて、均衡を得た状態になるとい
う形をとる。そしてさらにその中にお
いて、生産に、財政なり金融なりを傾
斜させていく、そして一般の他の者は
多少苦しめても、全般が耐乏して、こ
の危機を乗り切つていくのだという國
民精神のそういつた方面における盛上
りを期待してやつていこう、さう思つ

ております。單にブライズ・コント
ロールだけでいくというスタビリゼー
ション・ファンドを設定いたしました、
これを金科玉條としていつまでもやつ
ていくというものは、多少修正の余地
があるというふうに考へます。

○周東委員 いろ／＼御意見に對して
は、必ずしも一致しない点があります
が、根本問題は略しまして、もう一点
お伺ひしたいことは、先ほど川合
君からも指摘がありましたように、千
八百円のベースが官吏にだけやつて一
般は自由だということでありませう。
これこそ私は大きな点であると思ひま
す。今日日本の國民の總所得から考へ
て、その中から總支出を差引き、さら
に残つた中から再生産に必要な資金
の蓄積というものが必要限度において
考へられる。さうして残るものが、す
べて資金のプールとして考へらるべき
ものだと思ひます。さういふ考へ方か
らスタートして考へなければ、ある國
の部分的々々の企業なり、あるいは
同じ企業なり、あるいは異種産業の内
部において別々な行動をとつて、資
金の引上等を考へたのでは、とても賄
い切らぬことはあたりませうでありま
す。これは第一回歐洲戰爭後における
英國の資金体系として考へられること
は、同じ産業内においてすら、その企業
の獨立制、採算のとれる企業自体が勝
手に資金の引上等をなすことを認めな
いで、國全体としての資金プール、總
プールといふものを考へ出して、共通
的な資金を決定していきうと考へら
れた所以であると思ひます。従つて日本
において全体の企業といふものについて、
日本全体の國民總所得といふものを考
えて、それからただいま申しましたよ

うに、總支出を差引く、再生産に必要
な資本蓄積を最低限度に差引く、残つ
たものが國民に對する總資金プールと
いう概念になると私は思ひます。さうい
う考へ方で按配していくことが私は必要
だと思ひます。もしそれでなければい
か、あるいは大藏當局がお話になつたよ
うに、あるいは労働省の問題でありまし
たか、民間の方でどんどん働け、うま
く生産が上つて余裕があれば、どん
どん働つてもよいのだ、さういふこと
を政府當局がお話になつたことを聞きま
したが、ここに根本の誤りがあるので
はないか。今日の日本の破壊された現
在の待遇、現在の資金をいかに決定す
るかということ、官吏及び一般企業
における労働者を通じて、いかなる水
準に資金のあり方を決めるかというこ
とは、根本的に考へられてしかるべき
こととす。今日こそ儲かりがあつて支
出のできるころだけは勝手にどれた
け高いものを拂つてもよい。さうい
う考へ方をしておるからこそ、官吏の方
ではさうも聽いたのであります。中
中労委員の裁定だけでも足らぬ。民間
においては平均五千円程度になつてお
る。中には九千円くらいもあつてお
る者もある。官吏だけは黙つておるがゆ
えにこれだけ叩かれるということをお
かされておるのであります。これは今
日の國民の耐乏生活を説かれておるゆ
えにもわかりませう。日本の國の現状か
ら見ての總所得と資金プールが少いとい
うことが私はわかる。その点からみ
ると、官吏に對しても耐乏を求めなけ
ればなりませんけれども、一般の民間
といふものは、政府のお考えになるよ
うに、儲かるころは自由にやつても
よろしいといふことを考へますと、こ

れば官吏としても當然だと思ひます。従つ
てお伺ひしたいことは、政府はなかな
かむつかしいことでありまして、第一
回歐洲戰爭以後における英國のよう
な苦しみがあつたにしても、さういふ考
え方から、國民の總資金といふものが
考へ出され、さうして各産業の間にお
ける資金が決められたと思ひます。そ
ういふ方向に今日後進んでゆくべきと
きはなから、さういふことにやつて
もらわなければならぬ。繰返して言
いますが、日本の現在の生産状況では、
どうも收まらぬと思ひますが、これ
らに對してさういふふうにお考へにな
りますか。

○小坂政府委員 官吏の資金を一定
のベースにおいて、民間の資金を放任
したといふところに混乱の原因がある
といふ御指摘でございませうが、私ども
の考へ方は、千八百円ベースで新物價
を考へた。すなわち公定價格で品物を
賣つておれば、その基礎の資金は千八
百円ベースであるということにいたし
まして、そこにおいて資金と物價との
關係を断ち切らうと考へておつたので
あります。しかしながら、その間にお
きまして、企業が非常に生産性を高め
まして、さうして能率をよくして資本を
蓄積することができるようになつてお
る場合にきましては、労資双方の円
満なる協調によつて、それ以上稼ぎ出
したものを余計とつても差支えないと
いふ考へ方もつておつたのでありま
すが、一般においては、必ずしもそ
う実行されなかつた。すなわち生産が
上らないといふのは、他の條件があ
る。他の條件においてひとしければ、
生産が上つておるかといふと、ある
いは電力がなかつた。そのために生産

る。他の條件においてひとしければ、
生産が上つておるかといふと、ある
いは電力がなかつた。そのために生産

が上らなかつたということ。いわゆる
團体交渉が十分な合理的な基礎が決め
られなくて、そうして資金が無計画に
支出されたということもあるかと思
うのであります。しかし今御指摘のよう
に、平均五千円ベースということば、
これはないのであります。すなわち今
私が申し上げたような基礎の上ででき
てきますのは、大体先ほど申し上げた
触れましたが、安い原料でもつて前
につくつた商品を、新しい公定価格で賣
る場合に、政府に価格差納付金を納め
ないとか、あるいは建設勘定をやたら
にごまかしてある、あるいは商品をや
みに流して、その商品を分配してある
とか、そういうような面が考えられま
すので、政府といたしましては、そう
いう点の企業を十分に査察するという
場合において、今からこの点を調査す
るようにとりかかっております。また
一般の金融機関において、たとえその
企業が限度を超えて貸金を決定した際
に赤字融資をしたという原則からし
ますれば、それだけの資金が貸せない
わけであり、それから、事実五千円百
ベースというにきましても、その
企業の生産が振つていなければ、実際
金融の面において行きづまりを来しま
して、それだけの貸金を実質において
拂えないような状態になつておるか
と考へておるのであります。そういうよ
うな事情でありまして、問題は非常に
むずかしいのであります。政府とい
たしましては、一應決定の基準として
ラインを引きまして、そのラインに安
定せしむる努力をしておるわけなので
あります。しかし、これが満たさ

れないとすれば、これを調整してい
くというふうな考え方で進んでおるの
であります。しかし今周東さんの言われ
ましたように、全般的な國民所得か
ら見まして、資金はどの辺にきめるべ
きかということ、さらにもう一度検
討するということは必要であらうと思
いますから、また御意見を十分伺いま
して、政府といたしましては、さらに
研究していきたい。かように考へてお
るのであります。

○早稲田委員長 ほかには質疑ありま
せんか。

○中崎委員 質疑を打ち切り、ただちに
討論採決されんことを望みます。

○早稲田委員長 中崎君より質疑を打
切り、ただちに討論に入れよう動議
が出ましたが、御異議はありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議がないよう
でありますから、討論に移ります。

○中崎委員 私は日本社会党を代表
いたしまして、本案に賛成の意を表す
ものであります。國家財政窮乏の折
柄、政府は今回労働者の実情に鑑み、
生活の実情に鑑み、さらに中央労働委
員会の勧告を勘案されまして、今回の
措置に出られたわけであり、千八百
円ベースを堅持することは、財政の
困難なる事態に立ち至つておるわけ
でありますけれども、さらに賃金と
物價との悪循環を断ち切り、インフ
レを克服するがために、この千八百円
ベースの堅持ということが、ぜひとも
必要だと考へるのであります。しか
しながら、労働者の現在の生活状態とい
うものは、現在の千八百円ベースのも

とにおいては、非常に困難なる事態に
あるわけでありまして、これが生活安
定のためには、日常生活物資の裏づけ
等については、なお一段の努力を拂われ
る必要があるのではないかと思ふので
あります。その他の面におきまして、
も、努力なる施策を講じられまして、
そうして國民生活安定のために、さら
に、千八百円ベース堅持のために、一
段の努力を要する次第であります。
さらに昭和二十二年年度予算編成にあ
たりまして、すでにあらゆる財源をあ
さられまして、ここに苦しい國家財政
の中から、今回の経費を捻出されたわ
けでありまして、來年度の予算編成の
上においても、幾多困難なる事態があ
らうと思ひます。こういう意味におき
まして、千八百円ベース堅持の建前
から、引續いて追加予算としまして、
次から次へとこうした費用を出すとい
うことは、國家財政が許さないとい
ふうなわけでもありますので、一日も
早くこれら千八百円ベースの確立につ
いて、格段の努力を拂われんことを熱
望する次第であります。

次に全官公労働者に対しても、
政府のこうした意図をくまされまして、
ありとあらゆる努力と苦心を傾けて、
今回の経費を捻出されたわけでありま
すから、今後一段とこれらの職員も
かくのごとき実情に深く思いをいたさ
れまして、日本再建のためには、これ
らの人々が先端に立つておる努力
を拂われることが必要でありますの
で、今回の政府の方針に對しまして
は、全面的協力を表明されんことを
切に希望する次第であります。傳へ聞
かしては、政府の今回の措置に對し

て、なおあきたらずというふうな空
気が、ただいま申しましたような趣旨
によりまして、日本再建の先端を担
つておるところのこれら職員が、政府
のこうした苦衷を察しない、いたず
らに輕率妄動に走るがときは、日本
の経済を崩壊に導くという責任をも
担ひなければならぬ、さらに現在の
時局というものは、ただ単にこれら
労働者ばかりでなく、農民も、中小商
業者も、國民大衆も、ひとしくその苦
しみに甘んじておる状態であり、ま
で、どうか國家の現実をよくまとも
に認めまして、そうして政府のこうした
措置に全面的協力をするとともに、
今後その職責に對して最善の努力を
拂われんことを熱望いたしまして、私
の賛成の意を表明する次第であります。

○後藤委員 私は民主黨を代表いた
しまして、本案に賛成するものでござ
います。一言この機会に賛成の理由に
ついて申述べておきたいのでありま
す。少くとも本法案が提出されま
すといふことは、すでに千八百円ベ
ースが、いわゆる和田長官の説明に
あつた十一月黒字説は完全に覆えさ
れた。こういうことを裏証しておる
ものでございます。すなわちここに千
八百円ベースを基準といたしますと
ころの新物價体系、これに基きます
片山内閣の経済諸政策、これは現実
に政府それ自身がこの法案を提出す
ることによつて、その行きつまりとい
ふか、負担と言いますか、それを認
めておる証左でないか、こう言われ
ても、私はしかたがないと思ふので
あります。いわゆる政府が中労委の
裁定案を受諾いたしました限りにお
いては、一

月にさらにこれが新賃金の設定を
いたさなければならぬのであります。
かかる際に私どもは廣汎な物價との
関連を考へ合わせなければならぬ
のであります。千八百円ベースを
基準といたしまして打立てました物
價体系は、少くともこの予算に基
きまして、この事実を私どもは政府
みずからが認識したものを存する
のであります。新しい賃金を一月に
設定しようといふことは、あらゆる
経済界に及ぼしますところの、新
物價体系の崩壊を招き、生産が
増強したわく内において待遇を改
善しようといふことならば、新物
價体系の基礎を崩壊させなければ
ならず、これを新に中労委の裁定に
基いて官吏の千八百円ベースを再
検討するといふことには、必然的に
経済界に及ぼすことは当然であり
ます。しかるがゆえに、私はここ
に片山内閣は、経済政策面にお
いて、重大なる問題に當面した
といふ得ると思ふのであります。
極言して申し上げます、今日まで
健全財政なり、あるいは千八百円
ベースなり、あるいは新物價体系
なり、一連のこの経済政策を、私
が一言平たく批判をいたしますと、
さきに判事の餓死がござい
ましたが、今日のいたずらなる健全
財政は、少くとも千八百円ベ
ースの給與を受ける判事が、自
分のみずから餓死するくらいであ
つて、しかも家族をも榮養不良に
陥れなければならぬというふうな
、ある意味の消極政策になるので
あります。國家財政の消極性とい
うものを、私どもは認めざるを得
ないのであります。もしできる
ならば、この判事の生活が、若干
の荒

地を借債をして購入し、これを耕して、芋でもつくつたならば、餓死しなくとも済んだかもしれないのであります。こういう検討が、私は日本の財政にも必要ではないかと思う。いたづらなる健全財政ではなく、政策の高揚性ある予算面に轉換しなければならぬではないかと考えておるのであります。私どもはこの意味から申しまして、今日のような状態ではまいるならば、財政的にも非常に窮迫してまいります。インフレは高進をいたします。しかも國內のストックは、だん／＼減少してまいりまして、まことに重大なる國家的危局に達するのではないかと存するのであります。従いまして、政府が本案を提出されました今日の現状認識に対して、眞にやむを得ざるものとして、私どもは賛成をいたしませう。決して手をあげて賛成するわけではありませぬ。やむを得ざるものなりとしての賛成でありませぬ。従いまして、明年度予算にあたりましては、この重大問題を、その関連性のもとにおいて十分に御考慮ありまして、新予算に対処せられんことを望む次第であります。かような見地から、やむを得ざるものとして、民主党を代表して賛成の意見を申述べ次第であります。

○堀田委員 私は日本自由党を代表いたしまして、賛成の意を表する次第であります。しかし賛成はいたしません。けれども、内心においては、ただいま後藤委員から言われましたように、これはやむを得ざるものとして賛成をするということになるわけなのであります。一休動いておる人たちが食べられないという状態は、これは放つておかない、事実でありませぬから、この意味において、今回の手当の支給ということは、これは必ずやらなければならぬというところで、歳出の面において私は賛成をする。ところがその支出を賄うべき歳入の面におきまして、また同じようなことが考えられる。大休今度の歳入のあげ方は、ついでこの間までの政府のいろ／＼な追加予算を組まれるときの考えに据いては、これは極力避けようとした方法であるといふことを、われ／＼は察しておるのであります。この方法を避けるがために、この間出されたあの龐大な追加予算に、非常な御困難をされた。ところがそれが通つてすぐあとに、結局そのときにせひとも避けたいと思われた方法をとられなければならぬとなつたといふことが、今度のこの法案の重大なる一つの論点になるわけがあります。しかし働く人が食べられなくてはならぬといふ前提の上には、どうしてもその支出を賄うべき歳入がなければならぬ。ところがこういうような急務の際においては、十分の歳入をお得する途はないからして、やむを得ずこの歳入に頼らざるを得なくなつたといふことになるのであります。これもまたやむを得ざるものとして、私どもはこれを承認するわけなのであります。しかし、私たちの目から見ますれば、今度の追加予算といふものは、これは今まで政府がついてこられた財政及び経済全般の方針に対して、たとえて申すならば堤に大きな穴を開けられたことになると、私どもは考えております。これが必ず次々と大きな洪水を起す原因になるのであります。それをどういふふうにして政府

が今後防ぎ及ぼし策をおもちになつておるかというところを、私どもは非常に重要な関心をもつて注視しておる次第であります。今後におきまして、はたして今度政府がやつてこられたような政策の線によつて、この一つの大きな穴から出てやがて来らんとする大洪水を防ぎ得られるとお考えになつておるかどうか。その点は来るべき機会において、私どももまたそれ／＼の委員会において論議するつもりであります。なおこの際附け加えて本案を通過さすに際しまして、特に政府当局に希望を申し述べておきたいのは、なるほど今度のこの手当でも、なお十分であるとは決して思つておりませぬ。それによつてもなお得られるところのもの、ごくわずかなものでしかないといふことは、重々考えておりますけれども、今日の國家財政の苦しさ、今日の日本経済全体の苦しさといふものを、全官公吏におきまして、十分に認識されて、殊に今年度の予算は、税収があがるかどうかということが、財政のうまいくかどうかということが、重大なる関係をもつておられますから、殊に徴税の任にあたられる官吏において、乏しいながらも、今度政府によつて支出される給與によりまして、士氣を振興されて、職務に十分勵精せられんことを切に希望する次第であります。

○吉川(久)委員 私は國民協同黨の立場から、一言申し上げます。ただいまの政府の新物價体系の政策は、前議員からもお話がありました通り、おそろしく支えきれないのではないかと思ひます。きわめて危険なる状態にあると思ひるのであります。先ほど周東委員のお話にもありました通り、私もまた生産なくしてただいまのインフレを支えることはできないと思ふ。その生産を考へる場合に、國民の生産意欲というものを盛んにするといふこと、すなわちそれがためには、もう少し國民の心理をよく把握しなければならぬと思ふ。私どもの立場から考えましても、たとえば農業の生産の問題にしましても、農民の心理というよりなものについて、十分の御検討なくして、いろいろな農業生産の施策が考えられているように痛感するのであります。その他の方面の生産にしましても、敗戦後の日本の國民のこの状態をよく把握なさつて、その上に立つて、強力なる生産政策をお立てにならない限り、私はこのインフレーションの克服はできないと思ふのであります。本案につきましても、各委員の御意見の通り、私もまたやむを得ずこれに賛成せざるを得ないといふのであります。

それから本議案の趣旨に基きまして、地方の末端まで速やかに到達するように御配慮を願いたいこと、それから収入面においては、今後とも大衆課税はできるだけ避けるように御配慮を願いたいといふような要望を申し上げて、賛成する次第であります。(拍手)

○早稻田委員長 第一議員俱樂部、農民党は欠席であります。討論は終了いたしました。これより採決に入ります。

政府提案の政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案。大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における

〔参照〕 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

政府は中央労働委員會の調停案の趣旨に應ずるため、さきに月収一箇月分に相当する一時手当を支給することとしたのであるが、政府職員が生計の実情に鑑み、勞々民間給與水準との権衡をも考慮し、平均して月収一箇月分に相当する一時手当を前回分に追加して支給することとしたのである。

なお、支給率の点については、地域による生計の差異等の案をも考慮に入れて、月収の七割乃至十割の範囲内で計算した額を支給することとなつてゐる。これに必要な予算額は概ね、

一般会計所屬職員分 十億四千九百九十九万円

特別会計所屬職員分 十九億七千二百余万円

合 計 三十億二千二百余万円

であつて、この金額は一般会計予算補正第十二号及び特別会計予算

補正特第六号に計上されている。

二、本案の可決理由

最近における政府職員が生計の
実情をも酌みとり、大体において
諒とし可決すべきものと議決した
次第である。
右報告する。

昭和二十二年十二月十一日

財政及び
金融委員 早稻田柳右エ門
長
衆議院議長松岡駒吉殿

大蔵省預金部特別会計、國有
鐵道事業特別会計、通信事業
特別会計並びに簡易生命保險
及郵便年金特別会計の保險勘
定及び年金勘定の昭和二十二
年度における歳入不足補填の
ための一般会計からする繰入
金に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関す
る報告書

一、本案の要旨及目的

さきに第一回國會において一般
會計から所要の繰入金を行い、
歳入不足を補填することとした
のであるが、今回政府職員に対
する一時手当の追加増給に伴い、
これらの特別会計において、その
経費の増加支給に必要な金額を更
に繰り入れる必要があり、さきに
議決を得た法律に所要の改正を加
えることとしたのである。なお、
本措置による繰入金はこれらの特
別会計の性質上、当該各特別会計
において健全な財政状態を招來し
た際には前回と同様各特別会計に
おいて夫々一般会計へ返償する予
定になつてゐる。

二、本案の可決理由

本案は政府職員に対する一時手
当の支給に伴う措置として適當と
認め可決すべきものと議決した次
第である。
右報告する。

昭和二十二年十二月十一日

財政及び
金融委員 早稻田柳右エ門
長
衆議院議長松岡駒吉殿